

次期基本計画の計画体系（案）

現行計画

計画期間：平成25(2013)年度～平成29(2017)年度

- 現行計画では、消費生活に関わる様々な局面で行政が達成すべき「政策課題」を設定し、それぞれの政策課題ごとに「取組の方向性」を定めるとともに、その中で、今後5年間で特に重点的に取り組むべきものを「重点施策」として位置付け、積極的に取り組むとしている。

重点施策

- 重点施策1 高齢者・若者等を狙う悪質事業者の取締りと市場からの排除
- 重点施策2 ライフステージに応じた消費者教育の推進
- 重点施策3 消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信
- 重点施策4 東京都消費生活総合センターの機能の充実

政策課題と取組の方向性

- 政策課題1 消費者被害の防止と救済**
 - (1-1) 消費者被害の防止
 - (1-2) 消費者被害の救済
- 政策課題2 悪質事業者の市場からの排除と取引の適正化**
 - (2-1) 取締りの徹底
 - (2-2) 適正な指導等
- 政策課題3 商品やサービスの安全・安心の確保**
 - (3-1) 安全な商品とサービスの確保
 - (3-2) インターネットの普及拡大に伴う安心の確保
 - (3-3) 誰もが安心できる消費生活の実現
 - (3-4) 生活関連商品や資源エネルギー等の価格変動への対応
 - (3-5) 震災時等における生活物資等の確保
- 政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるための支援**
 - (4-1) 効果的な情報の発信
 - (4-2) 消費者教育の推進
 - (4-3) 消費者の組織的な活動への支援
 - (4-4) 持続可能な社会の実現に向けた支援
- 政策課題5 消費者団体・事業者団体や区市町村等との連携強化**
 - (5-1) 消費者の都政への参加・参画
 - (5-2) 消費者・消費者団体との連携
 - (5-3) 事業者団体等との連携
 - (5-4) 区市町村との連携
 - (5-5) 国との連携・働きかけ

次期計画

計画期間：平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

- 「ゆとりある成熟社会」を目指し、都民が安全・安心な消費生活を送るための施策を次期計画においても積極的に推進していく。
- 今後の5年間を見据え、各施策を進めるにあたって、特に留意すべき事項を計画全体を貫く「3つの視点」として掲げる。
- 計画の体系である5つの「政策の柱」に基づき、より一体的に施策を推進していく。

3つの視点

- 視点1 消費者被害の防止はもとより持続可能な社会の実現等に向けた主体的な消費行動への変革を促進
- 視点2 情報通信技術の進化やグローバル社会への対応
- 視点3 消費生活行政の推進のために地域や事業者等の様々な主体とのつながりと連携を強化

政策の柱

- 政策1 消費者被害の未然防止と拡大防止**
高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築、消費者被害情報の提供等
- 政策2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成**
法令を駆使した悪質事業者の取締り、適正な表示の確保、コンプライアンス意識の醸成等
- 政策3 消費生活の安全・安心の確保**
潜在危険の情報提供、危害・危険防止のための調査分析・商品テストと積極的な発信等
- 政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及**
多様な主体との連携による消費者教育の展開、持続可能な消費の普及、意識啓発等
- 政策5 消費者被害の救済の充実**
消費生活総合センターの相談窓口の機能充実、特定適格消費者団体との連携等